第233回統計委員会　議事録

１　日　時　令和８年９月28日（月）　15:00～17:02

２　場　所　総務省第二庁舎７階大会議室及びWeb会議

３　出席者

【委　　員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

外木 好美、宇南山 卓

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）
国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：山村審議官、植松統計企画管理官

４　議　事

(1) 諮問第210号「学校基本調査の変更について」
(2) 諮問第211号「ガス事業生産動態統計調査の変更について」
(3) 諮問第212号「船員労働統計調査の変更について」
(4) 諮問第213号「日本標準職業分類の変更について」
(5) 部会の審議状況について
(6) 令和７年度統計法施行状況に関する審議について

５　議事録

○津谷委員長　定刻となりましたので、ただ今から第233回統計委員会を開催いたします。

本日は、久我委員、二村委員が御欠席です。

会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長　本日も、事務局から、ウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、冒頭に

御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には御自身のお名前を冒頭におっしゃっていただきますようお願いいたします。

○津谷委員長　それでは、議事に入りたいと思います。

諮問第210号「学校基本調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）

総務省政策統括官室の川原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、９月16日付で文部科学大臣から申請がありました学校基本調査の変更についての諮問の概要について御説明をさせていただきます。資料は１－１が諮問の概要、１－２が申請書類一式となっております。説明は資料１－１で行わせていただきます。

それでは、スライドを１枚おめくりいただきまして、１ページを御覧ください。１ページは、文部科学省が実施しております基幹統計調査４本について整理をしたものとなっております。一番下の社会教育調査につきましては、８月の統計委員会で諮問をさせていただいておりまして、現在部会を開催しております。その模様については、後ほど御報告をさせていただきます。

今回諮問いたしますのが一番上、黄色の網掛けしている部分であり、毎年実施している学校基本調査になります。

スライド２ページを御覧ください。学校基本調査の概要について御説明いたします。学校基本調査につきましては、学校教育行政に必要な学校に関する基本的な事項を明らかにすることを目的に、昭和23年から実施している基幹統計調査です。調査は毎年実施しており、学校の設置者を対象に全数調査で実施しております。調査系統は、文部科学省から直接、もしくは都道府県、市町村を経由して報告者に対して郵送、オンラインで調査票を配布、回収しております。なお、近年はほぼ全ての回答がオンラインと承知しております。

調査票の構成ですが、中ほどに記載のとおりであり、学校調査票等６つの区分で、学校種別に計31種類の調査票があります。それぞれの調査票で、教職員数や児童・生徒・学生の在籍状況等、学校に係るデータを幅広く収集しております。

また、一番下のところに主な利用状況を書いておりますが、地方交付税の算定基礎、政策の検討における基礎資料等に幅広く利用されております。次のスライドを御覧ください。

スライド３ページは、今回申請がありました主な変更内容を、大きく２点まとめているものです。１点目は調査事項の変更であり、令和９年度調査から実施するものです。具体的には特別支援学校卒業者の取扱いの明確化及び行政上のニーズ等を踏まえた調査事項の追加、削除を計画しているものです。２点目は、集計事項の変更です。令和８年度の確報のみで対応する暫定的な取扱いに加えまして、令和９年度から実施する調査事項の変更に合わせました集計事項の見直しを予定しております。個別の内容につきましては、次のスライド以降で御説明します。

次のスライドですが、先ほど調査票は31種類あると申し上げましたが、それと今回の調

査事項の変更内容について、どういう対応関係になっているかを整理したものとなります。例えば、３番のところに主務教諭の関係の調査事項の追加がありますが、これにつきましては、小・中学校を横断的に調査事項として追加したいというところです。また、４番のリスキリング関係の状況把握については、大学関係の調査票という形で、横串を刺すような形で調査事項の変更を予定しております。なお、調査票名のところに書いてある丸数字は、調査票の様式番号を整理しているものとなります。

それでは、次のスライドを御覧ください。主な変更内容につきまして御説明をさせていただきます。まず、１点目です。１の①ですが、特別支援学校の卒業者の取扱いの明確化についてです。対象となりますのは、高等学校、専修学校の学校調査票であり、資料で例示として記載しておりますのは、高等学校の学校調査票となります。本調査では、高等学校の課程別、学科別の入学状況について状況を把握しております。入学者計の内訳のところで、他県所在の中学校・義務教育学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者と、もう一つが、計のうち過年度中学校・義務教育学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者という調査事項があります。こちらにつきましては、下の変更案を御覧いただきますと、特別支援学校中学部という記載が明記されておりませんでした。こちらにつきまして今回明記をしたいということで、調査事項の変更をしたいというものです。なお、専修学校の学校調査票においても同様の事例がありましたので、併せて対応する計画です。

次のスライドを御覧ください。次のスライドですが、１の②で、入学者の内訳に係る一部項目の削除です。こちらは高等学校と各種学校の学校調査票に関する変更になります。まず、高等学校の学校調査票において、修了年限別生徒数及び入学状況として、こちらも入学者の計を把握しておりますが、入学者計の内訳のところで、他県所在の中学校等の卒業者などの報告を求めており、こちらについては、今回当該項目を削除することを計画しております。

なお、先ほど申し上げたのは課程別、学科別の入学状況ということであり、本調査事項は課程別、学科別の入学状況に続きまして、再掲という形で単位制、定時制の入学状況を把握しているということになっております。要は２種類取っているわけですが、今回、単位制、定時制については削除したいという計画になります。また、各種学校の学校調査票におきましても、同様に課程別の入学者数を取っており、その内訳のところで、直近の年度末の高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業者数というのを把握しておりました。こちらにつきましても、今回削除したいという計画です。

次のスライドを御覧ください。１の③です。学校教育法等の改正を踏まえた主務教諭に係る項目の追加です。こちらにつきましては、各学校種の学校調査票におきまして教員数を把握しているところ、今回、その内訳として主務教諭を追加したいというものです。例示は、幼稚園の調査票を記載しております。主務教諭は、学校教育法の改正により本年度から創設された新しい職ということであり、従来の教諭と同様に児童・生徒の教育を担当しつつ、学校内外の教職員間で教育活動の総合的な調整を行うという職になります。今回、その事項について新たに追加をしたいということです。

あわせまして、本調査では本務者について、休職等している教員数と産休・育休代替等

の教職員数を把握しております。このうち教諭につきまして、調査項目、職名を列挙しておりますが、その中に主務教諭というのを追記することも併せて計画しております。

次のスライドをお願いいたします。次の１の④です。リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための項目の追加ということであり、具体的には、社会人の学び直しの重要性が高まっていることを踏まえまして、大学関係の学校調査票のうち、学部学生内訳票などで把握しております学科別の学生数などにつきまして、内数として、社会人を追加したいというものです。学校基本調査におきましては、これまで大学院の学生内訳票で、専攻別学生数の内訳として社会人を把握しております。今回、その対象を大学等にも広げたいという計画です。

次のスライドをお願いいたします。次のスライドですが、変更事項１の⑤ということで、専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握です。こちらにつきましては、入学する留学生や、入学した生徒の出身機関等の調査事項を追加したいというものであり、まず、アですが、こちらは専修学校の学科別学生・生徒数につきまして、その内訳として留学生の数、留学生以外の学生、外国人学生・生徒数を追加したいというところで、ここのイメージにあるとおりです。

次のスライドを御覧いただきますと、こちらは本調査において、専修学校の専門課程の入学者のうち、大学等の卒業者を、これまでは大学等３区分で把握していたところ、より項目を増やして調査事項として追加したいということです。

その下のところですが、専修学校の専攻科の入学者につきましても同様に、各機関の卒業者数を新たに報告いただくよう、調査事項を追加したいという計画です。

次のスライドをお願いいたします。次のスライドは１の⑥で卒業後の状況の把握方法の見直しです。卒業後の状況調査票が学校基本調査の中でありますが、そのうち高等学校と中学校における調査事項の見直しを行うというものです。アが、高等学校等の卒業後の状況調査票における変更です。下のところにイメージを載せておりますが、卒業後、どちらに進学されたり就職されたりということで区分を分けて情報を把握しているところですが、１つまず追加として、外国の学校等の入学者数を追加したいということと、もう１点が、大学等の進学者など、左の方に記載がある項目以外の方というのを左記以外の者ということで、現行ではＦのところに記載してあるとおりですが、この項目を進学準備中の者、就職準備中の者、進路未決定者、その他の４区分に細分化して把握することを計画しております。こちらは高等教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）で、進路未決定者割合を半減させるという目標が定められているというところもあって、実態を把握したいというところです。

次のスライドに進んでください。次のスライドですが、こちらは卒業後の状況調査票のもう１点の変更で、中学校に関する調査票の変更です。こちらは卒業者総数のうち、高等学校（本科）への入学志願者数というのを把握しているところ、その内数として、併設先、連携先、いわゆる中等一貫校のようなところ、そういったところの高等学校への入学志願者数を把握しておりましたが、これを今回削除したいというものです。こちらは別途、本調査で併設先等の高等学校への進学した者の数を把握しているというところもあり、入学

志願者については傾向が把握されてきたことから削除したいという計画です。

次のスライドをお願いいたします。調査事項の変更の最後です。７点目ですが、他調査で詳細を把握することによる項目の削除等です。３点あり、まず、アです。現在特別支援学校の学校調査票におきまして、理由別長期欠席者数を把握しております。この関係の調査項目について、ほかの学校種につきましては、一般統計調査で現在、詳細に実態を把握しておりまして、本項目につきましてもそちらで一体的に把握することとしたいということで、今回、学校基本調査の調査事項からは削除したいというものです。

次のイですが、こちらは大学の学部学生内訳票などの調査票において、今、学科別学生数のうち休学者数を把握しております。こちらにつきましても、別途、文部科学省の情報で実態の把握が可能であるということで削除したいというものです。

最後のウですが、こちらは小学校調査票の学校調査票などにおきまして、今、職員数の内訳項目として、学校図書館事務員という項目を分けて特記する形で情報を回答していただいているところですが、今回この項目を削除したいというところです。

次のスライドをお願いします。次のスライドが、今、口頭で申し上げた内容について削除するというものです。

次のスライドをお願いします。最後に集計事項の変更です。１点目が、集計に係るデータの見直しに係るものであり、今回、調査事項の変更を計画している特別支援学校卒業者に関する取扱いにつきましては、令和９年度調査から適用することとしております。このため令和８年度調査においては現行の調査事項で調査を実施したところですが、先ほど申し上げたように、特別支援学校卒業者という記述がなかったということもありまして、別途一般統計調査におきまして、特別支援学校卒業者の実績の報告を求めているというところです。このため令和８年度の学校基本調査の確報の公表時に、一般統計調査の結果を合算した形で結果を公表することを計画しており、その旨、調査計画上に注釈を入れることを計画しているものです。令和９年度調査において調査事項の変更が行われますので、これを反映した形での集計事項の見直しも併せて行う計画です。

以上が、学校基本調査の諮問の概要となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議をいただくことといたします。

それでは、ただいまの御説明について、何か御質問や御意見ございませんでしょうか。白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員　白塚です。２つ質問がありますが、１つは郵送とオンラインと両方になっておりますが、このような学校を対象とした統計調査でオンラインが100％にならない理由はどのようなことなのでしょうか。それが１つです。それから、２つ目が、社会人のところのリカレント､リスキリングの話で､これは調べるのは非常にいいことだと思いますが、社会人の定義について教えてほしいと思います。例えば、最近だと大学とか大学院でも、退職して仕事されなくなった人が入ってきたりしていて、こういう人も社会人にカウントされるのかなど、どのような定義になっているのかを教えてください。以上です。

○津谷委員長　御質問が２点出ております。お答えをお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当）　まず、事務局からお答え申し上げて、文部科学省、オンラインで参加されていると思いますので、補足をいただければと思います。

まず、１点目のオンラインですが、先ほどぼかした言い方をしましたが、我々の方で把握している限りでは、今100％だと聞いております。

２点目の社会人の方ですが、先ほども申し上げましたとおり、大学院調査票では、既に社会人を内数として把握しておりまして、その定義を読み上げさせていただきますと、まず、職に就いている者、これは当然かと思います。もしくは給与等の経常的な収入を得ている仕事から既に退職した者という方も、定義の中には入れておられます。３点目が主婦、いわゆる家庭に入られている方、これは男性、女性関わらずということですが、今のところ例示としてはこの３点を挙げて調査をしているというふうに、事務局としては承っております。

文部科学省の方で、もし追加で御説明があればよろしくお願いいたします。

○津谷委員長　文部科学省、何か追加で御説明がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○野田文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）　ありがとうございます。特段補足はございません。ただいま総務省から御説明いただいたとおりです。

○津谷委員長　白塚委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほか、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言コメントしたいと思います。今回諮問された学校基本調査は、先ほどの御説明にもありましたように、学生数や生徒数、そして教職員数、更には卒業後の進路状況など、学校教育に関する最も基本的な事項について把握する重要な基幹統計調査です。今回の申請では、法令の改正や施策上のニーズの変化などを踏まえ、調査事項の追加や削減が多数計画されているということです。佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属される委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員　かしこまりました。よろしくお願いいたします。

○津谷委員長　よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第211号「ガス事業生産動態統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当）　総務省政策統括官室統計審査官の越と申します。

それでは、ガス事業生産動態統計調査について御説明をさせていただきます。こちらは、経済産業省から９月16日に申請され、諮問するものです。諮問第211号です。

それでは、資料２－１と資料２－２により説明をさせていただきます。主に資料２－１によりガス事業生産動態統計調査の概要について、説明させていただきます。

まず、２ページ目、１ポツのガス事業の概要です。こちらは、調査の説明の前に、調査に密接に関連する内容として、ガス事業の概要を説明させていただきます。冒頭にありま

すが、ガスを供給する事業には、主にガス事業法の対象となる、その下に記載があります①及び②の事業と、それから、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象になりますＬＰガス(プロパンガス)の販売事業があることが紹介されております。このうち下の図ですが、右に記載がありますが、ガス事業法の対象となっている部分について調査の対象になっております。上の液化天然ガスですが、こちらは、図にありますように、タンカーが横付けされておりまして、その後、タンクにガスが保管され、その後、地中に導管という管がありますが、導管を通じて、各家庭に供給されるという形になっています。

液化天然ガスにつきましては、①にありますように、ガス小売事業者が原料を主に輸入で調達し、製造事業者がガスを製造します。その製造したガスをガス導管事業者がガスを輸送するということで､地中に埋設されている導管を通じてガスが供給されます｡その後、ガス小売事業者がガスを供給と、このような形で供給されるものです。

その下の液化石油ガスは、②です。こちらは、小規模の施設で発生させたガスを、こちらも上と同様、導管を通じて、②のところに記載がありますように、小規模かつ地域限定的な需要に対して供給するということで、比較的小規模の需要に対応するということになっております。

③はＬＰガスと書いておりますが、家屋の外にボンベを設置して使用するものです。この③は調査の対象外になります。

続いて３ページです。調査の概要ということで、今申しましたガス事業法の関係での対象が、そのまま調査票様式の整理になっております。調査の目的は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

調査の対象は、今申しましたが、ガス事業法の中で規定されているガス事業者になります。ただし、ガス製造事業者を除くということです。基本、この調査は、供給のところでガスの全体像は、大体把握できるというように調査を設計しておりますので、製造事業者を除いても調査の把握に支障がないというようなことで説明を受けております。

調査票様式１－１と１－２が、先ほど御説明いたしました２ページ目の①の液化天然ガスの事業を行う小売事業者に関係する内容になります。それから、様式２ですが、先ほど70戸以上ということで､小規模かつ地域限定的な需要に対応するという説明をしましたが、こちらが様式２に対応する内容になっております。

４ページ目です。引き続き調査の概要になります。主な調査事項は、様式１－１になりますがこちらは数量についての調査を行い、様式１－２で金額の調査を行うというものです。それぞれ原料、ガスの生産量、購入内訳、調定数とありますが、こちらはガスの請求書の発行数を示す言葉になります。様式２は拠点ごとに調査を行うということですので、供給地点群、原料等といった調査事項が設定されております。

報告者数は約1,600で、調査系統は、経済産業省、経済産業局、報告者という流れで、郵送又はオンラインで調査しております。

続いて周期ですが、数量に関しては毎月、金額については四半期になります。公表についてはそれに応じたものということで、記載にあるとおりです。

主な利活用ですが、大方理解いただける内容と思いますが、エネルギー政策の基礎資料であり、鉱工業指数の基礎データ、ＧＤＰ速報、産業連関表等にも使われております。

次は、５ページ目です。変更内容では、次世代エネルギーとありますが、次の変更の理由を見ていただければと思います。エネルギー政策基本法に基づき策定した第７次エネルギー基本計画において、次世代エネルギーについて、ここでは合成メタン、バイオガス、水素について幅広い分野での活用促進を進めております。安定供給に向けた方針等のエネルギー政策を検討する上で、実態を的確に把握することが必要だということで、今回の追加が求められており、変更の申請がありました。

変更内容につきましては、下の表にありますように、従来のところは青緑に塗られている部分です。液化天然ガスとか天然ガス、液化石油ガスとその他となっておりますが、今申しました次世代エネルギーの黄色の部分は、液化合成メタン、合成メタン、液化バイオガス、バイオガス、液化水素、水素になりますが、こちらを調査するということになっております。斜線が引いてあるところは、Ｉ原料と書いてある表になりますが、こちらがガス化するための表ということで、そもそもその原料としては液体になったそれぞれの燃料について、どうやってガス化するかを表にしたものであり、左側の表則に受入とあり、海外、国内とありますが、こちらは、まず、液体になった状態で輸入し、輸送されたものをガス化するということで、事業者がこちらに記入します。逆に言いますとガス化されたものはＩの原料の対象にならないので斜線が引かれております。なお、輸送等の便宜がありますので、ガスは気体の状態よりも輸送が簡単になる液体にして輸送されることが通常だということです。

次の６ページです。同様に、それぞれの様式の中で、今申しました次世代エネルギーの項目が追加されております。こちらのⅡは、ガスとしてどういうものを生産したり購入したりしているのかということなので、このような形で記載を追加するものになっております。その他、同様に変更する部分は記載されております。

以上が、今回の変更です。変更内容は以上です。続いて、平成28年11月の前回答申時の今後の課題への対応について、御説明をいたします。

28年11月のときの課題といたしましては、７ページの上のところに課題と書いてありますが、調定数等を都道府県別に把握することについて、当時ガス小売全面自由化が行われるということもあったので、都道府県別に把握することが必要ではないかという問題意識がありました。そのような意味で報告者負担や利用者ニーズにも留意しつつ、例えば、年１回調査事項として追加する等、把握可能性について引き続き検討するということがありました。

その下の課題の背景は、当時議論があったときの内容が記載されております。

現在の対応状況ですが、経済産業省が自己点検等の評価におきまして、業界団体を通じて確認を行い、その確認の結果、それぞれの事業者においてデータを都道府県別に管理していないということで、それを改めて報告することになると事業者の負担が増えることになりますので、追加することは難しいのではないかということです。それ以外に、28年時の問題意識は、一応ガス小売全面自由化の進展状況を踏まえということで、ニーズがある

のではないかということでしたが、今申しました理由以外の理由といたしまして、そもそもそのようなニーズが現時点であまりないというような話も経済産業省から説明を受けております。

ガス事業生産動態統計調査の変更については以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととといたします。

それでは、ただいまの御説明について、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員　基本的によいと思いますが、２つ質問があります。１つは、次世代エネルギー等追加されるのはいいことだと思いますが、これは今のＬＮＧとＬＰＧを対象にしている調査の報告書の中で全部カバーできるという理解で大丈夫でしょうか。それとも、そこのところはもう少し見直さないといけないのかというところを教えてほしいと思います。次に、最初のところでＬＰＧのところが２つに分かれていて、これはそうなのかなと思いますが、この間の熊本の震災のときに、イオンのショッピングモールがＬＰＧのところで事故がありましたが、あのような状況は、②に入っているのでしょうか。どういうものが②になるのかについて教えてください。

○迫田経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長　資源エネルギー庁ガス市場整備室長です。

御質問いただきました、まず、１つ目の点ですが、実際エネルギーについて、今、対象事業者カバーできるのかということですが、こちらは実際に今回報告対象になっている小売事業者が、実際にガス、次世代エネルギーを調達してきて供給をしていくことになりますので、これらで全てが対応できております。

もう１点目のＬＰＧですが、今回対象になっているガス事業法で対象になっているものは、まず、１つ目のＬＮＧは、いわゆる都市ガスと言われているものであります。もう１点目のＬＰＧの②と書かれているものでありますが、こちらはいわゆるコミュニティーガスと呼ばれているものであり、団地などのそういった一定の建物であるとか一定のエリアで供給を行うものなのですが、御指摘いただいておりますイオンの件につきましては、③の液石法の対象になっておりますので、今回のガス事業法の生産動態統計調査の対象にはなっておりません。

○津谷委員長　白塚委員、よろしいでしょうか。

そのほか御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。ガス事業生産動態統計調査は、ガス事業の生産の実態を把握するものであり、エネルギー政策の基礎資料や、先ほど御説明にもありましたように、鉱工業指数、産業連関表、ＧＤＰなどの作成のための基礎資料として広く利活用されている重要な基幹統計調査です。今回の申請では、温室効果ガス削減の長期目標達成のため、次世代エネルギーである合成メタン、バイオガス及び水素の生産量等を把握するための調査事項を追加することが計画されております。これらの新しい調査事項を報告者が正確に記入できるかなどを含め、丁寧な御審議を行っていただければと思いま

す。

西郷部会長をはじめ、産業統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。諮問第212号「船員労働統計調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当）　政策統括官室審査官室の越です。引き続き説明させていただきます。

こちらは、船員労働統計調査ですが、国土交通省より９月10日に申請がされまして、今回、諮問第212号として諮問するものです。以降、資料３－１、資料３－２に基づき説明させていただきます。説明の内容につきましては、主に資料３－１に沿って説明をさせていただければと思います。

資料３－１を参照ください。まず、１ページ目は、船員の特徴と船員労働統計調査との関係です。船員労働統計調査は、船員という特殊な調査対象を調査しますので、まず、この資料にありますように､船員の特徴について少しばかり説明を加えさせていただきます。冒頭は、船員の勤務形態ということで、海上労働についてです。海上での閉鎖的かつ危険な環境下において、１日中船の上にいて勤務する点で特殊です。また、船舶の航行の安全を図るため、法令により船の大きさや、船の種類、航路等により乗船させなければいけない船員が定められております。

下の図の左側ですが、船長を筆頭に、甲板部、機関部、無線部、事務部について、それぞれ職員と部員に分かれております。職員は資格を持った方が一級航海士や二級航海士になっております。部員はそういう形ではありませんが、甲板長や甲板手で構成されております。このように船の中での指揮命令系統を担っております。

その右側ですが、先ほど説明した中で、船の大きさや種類、航路等によって、それぞれ乗船させる船員が違うということを説明しましたが、それを表にしたものです。

左側ですが、総トン数で、5,000トンからだんだん小さくなっていきます。表頭の２段目のところに船舶職員とありますが、船長、一等航海士、二等航海士、三等航海士等が記載されております。その上にどちらの区域について航海をするかということが書いてあり、遠洋区域、近海区域など、左から陸地から遠くなります。このように上には航路、船の種類が出てきますが、船の大きさによって乗船する船員の種類が異なってきます。これが給与等にも反映することの説明を後ほどさせていただこうかと思います。

その下に丸がありますが、どのぐらい乗船するのかが記載されております。内航船員は３か月乗船して１か月休暇、それから、外航船員は９か月乗船して３か月休暇という勤務形態が一般的です。これも陸上の労働者と異なる点と言えるのではないかと思います。

２ページ目は、船員の給与体系について、今申しました種別によって給与が違うということを記載しております。船員の給与は、職種、経験年数、船種について書かれております。職種につきましては、四角囲みの中で航海士と甲板手又は甲板員とで給与が異なります。また、経験年数によっても異なります。それから、先ほどは出ていませんでしたが、船種によって危険物などを取り扱うものについては給与が高くなります。

それから、今申しました、船員の特徴に応じての船員労働統計調査の関係性ということで、その内容について記載しております。１つ目の丸ですが、陸上労働者と異なる勤務形態ということで、諸手当を含めた乗船月の報酬額等を調査しております。漁船を除き、６月の１か月間を取るというやり方で、これまでやってきております。ただ、１年間の年収を把握したいというニーズも一応あるということを※のところで記載しております。続いて、２つ目の丸ですが、特殊な就労体制、特徴的な給与体系ということで、先ほどから説明しているように、職種や船の規模、種類、航路等によって給与体系が異なります。そういう意味で、今申しましたような区分で調査を実施する必要があります。

３ページ目は、船員労働統計調査の概要で、調査の目的が記載されております。我が国の船員の報酬、それから、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的としております。

調査については３種類あり次の表にありますように、第１号調査、第２号調査、第３号調査となっております。第１号調査は指定船舶ということで、ここでいう漁船や特殊船以外の船舶を調査するものです。第２号調査は漁船ということで、こちらは分かりやすいかと思います。第３号調査（特殊船）は調査範囲のところに記載しておりますが、引船、はしけ、官公署船ということで、引船、はしけにつきましては注がありますが、自航能力がないはしけやいかだ等を曳航するものが引船ということで、自航能力を持たないものがはしけということで記載しております。このような意味で、特殊船は、第３号調査として調査されております。

報告者数ですが、第２号調査と第３号調査は全数調査であり、それぞれ漁船が約1,000隻で、３号調査が500事業所に対して調査をしております。１号調査については、無作為抽出で約400隻を取るということで、母集団を約3,300隻として調査しております。

調査系統ですが、国土交通省が行う調査で、地方運輸局等を通じて報告者に調査しております。

調査方法は、郵送、オンラインです。

調査事項はそこに書いてあるように、１号調査、２号調査、３号調査それぞれ特殊な船を扱っておりますので、それに応じた内容となっております。

調査期間については先ほど少し申しましたが、調査月の６月１か月を調査するというのが第１号調査と第３号調査で、２号調査は通年というイメージです。漁船の場合は魚によっていろいろな漁船があるということで、また、魚を水揚げするときの季節がそれぞれ異なるので、通年で取っていると聞いております。

公表期日は、そこに書いてあるとおりです。

１号調査については標本調査であり、母集団情報の整備が必要だということで、点線囲みに書いております。母集団情報につきましては、一番左にありますが、船員法第111条で、業務報告は毎年されるということで、それを基本にして、不定期ですが、右の方に記載してあります一般統計調査、こちらは全数調査として行っておりますが、こちらで捕捉し、母集団情報を取っております。

続いて４ページ目です。調査結果の主な利活用状況です。特殊な船員についての調査と

いうことで、一番上にありますように、各種船員対策等施策の基礎データとして使われております。次もそのような意味合いだと思います。下の方ですが、船員も労働者の１人ですので、ＧＤＰの推計や、業界団体及び民間研究機関等による基礎データとして使われております。

続いて５ページ目です。変更の内容です。こちらは、変更内容を一番上に記載しております。第３号調査、先ほど引船、はしけ、官公署船という話がありましたが、こちらの調査といたしまして、特別に支払われた報酬について、６月に支払われた報酬額から、昨年１年間に支払われた報酬額に変更するということです。先ほどお話ししましたように、報酬の調査といたしまして、６月一月の調査を行っているというのが以前の状態でした。点線囲みのところに経緯があります。第１号調査、つまり、漁船と、それから特殊船以外の船舶ということで調査しておりますが、６月に支払われた特別な報酬を従来は調査事項としていましたが、令和元年度に実施した一般統計調査の結果、６月だけでは特別な報酬の全てを捕捉し切れているとは言えないということが明らかになったということで、正確な実態把握のため、１年間に特別に支払われた報酬を把握するように変更しました。そのときに今後の課題として、３号調査についても検討してくださいという課題をいただきました。

このような検討をすることになり、国土交通省で聴取等をした結果、その下にありますが、特殊船における特別に支払われた報酬が６月に支払われた割合ですが、つまり、６月に支払われた割合が、例えば引船ですと32％ということで、６月以外のところで支払われたのが残りのパーセンテージであるということで、かなりの分が６月以外ということになっております。はしけも同様です。このようなことから、特別に支払われた報酬が必ずしも６月に支払われていないことが判明し、先ほど変更内容で申しましたとおり、昨年１年間の支払いと報酬額を把握するよう変更することが今回の変更内容です。

続いて６ページ目です。変更内容②、調査系統・方法の検討です。変更前ですが、先ほど御説明しましたように、国土交通省と、それから地方運輸局等ということで、報告者に調査をかけて回収をすることがこれまでの調査の形です。これにつきまして、赤囲みのところですが、地方運輸局ではなくて国土交通省の本省で調査を行って、ここで書いてある緑色の部分、調査票の配布とデータ入力、内容検査については民間事業者に委託する方法に変更したいといった内容です。

こちらの理由は、次の７ページ目です。１つ目は、今御説明したとおりですが、２つ目のところです。こちらは、令和４年４月に発生した知床遊覧船沈没事故を契機といたしまして、地方運輸局の事務負担の軽減が求められました。このような事情から、調査は、地方運輸局で行うのではなくて基本本省で行い、一部については民間委託にしたいということです。対象は、１号調査と３号調査です。

矢印の下ですが、地方運輸局等の事務負担の軽減を図るため、これまで地方運輸局等が実施していた第１号調査及び第３号調査における調査票の配布、内容検査等について、国土交通省本省及び委託先の民間事業者が実施する方法に変更を行うことが､変更内容です。

続いて今後の課題です。今後の課題として５ポツです。前回答申、令和３年３月のとき

の今後の課題への対応についてです。こちらは、まず、第１号調査については、おおむね５年ごとに最新の母集団情報を把握するため、悉皆による一般統計調査を実施してきました。先ほど、母集団情報を把握するために一般統計調査を実施してきたという御説明もしましたが、こちらの調査です。本統計の利活用の可能性を広げるとともに、陸上労働者の統計との比較可能性を向上させる観点から、この母集団調査を基幹統計調査として本調査に取り込んで、本調査を５年ごとに悉皆により実施することによって、遅くとも令和５年度、６年度に予定される次回の母集団調査の企画時期までに検討し、結論を得ることとしております。また、検討に際してはそこに書いてあるとおりで、後期（２）、（３）及び（４）と検討を併せて行うことが課題です。

こちらは、今回、検討の結果の説明が下の部分です。結果として、まず、悉皆による一般統計調査につきましては、内容として、年収調査として目的を見直します。１号調査についてはこれまでどおり行いますので、その調査を補完する調査として、今申しました一般統計調査を行います。その後、一般統計調査につきましては、陸上労働者との比較可能性の向上、それから、ＧＤＰへの活用等の観点から、基幹統計調査化について検討したいということです。

「なお」のところは悉皆調査の見直しに伴って、６月単月の報酬の標準偏差が把握できなくなりますので、これまで一般統計調査で６月単月の報酬について調べてきたことから、１号の調査の母集団として情報収集をしてきました。悉皆調査は、そのような形ではなく、年収調査として行うということですので、これに関し、標本設計手法の見直しは併せて検討することが言われております。

次の課題（２）です。課題２は、変更のところで申しました３号調査において、１年間に特別に支払われた報酬の把握の検討ということで、こちらについては今回の変更で対応予定です。

課題（３）です。こちらは、１号調査における１年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討です。こちらの経緯は、船員と陸上労働者とを比較すると、船員は、長期間の勤務期間や休暇期間を取るといった特殊な勤務体系を取っている者が多く、報酬に差が生じている可能性があります。６月分の定期払いを要する報酬のみから正確な年間収入を把握する、推計するのは困難であることが考えられ、年間収入を把握するニーズも存在していますので、そういった意味で、陸上労働との比較可能性のニーズということです。これにつきましては、先ほど課題（１）のところで申しましたところに重なる部分ですが、下線のところが当時の課題ですが、結論を申しますと、１年間の定期払いを要する報酬と１か月当たり平均報酬等、12か月分との間に乖離が見られたというようなことが令和６年度実施の母集団調査において見られたため、正確な年収額の把握をしたいということで、１年間の定期払いをする報酬を一般統計調査で調査したいということです。

また、陸上労働者の統計との比較可能性の向上のため、悉皆による一般統計調査において、勤続年数を調査項目に追加するということが最後に挙げられております。

次に、1ページの課題（４）です。１号調査において、予備船員が調査対象になっていな

いことから、予備船員として位置付けられる外国籍船舶に乗り込む船員について調査がされていないということで、推計を行うときに、情報として足りるか足りないかということで課題が付いております。

こちらの対応ですが、下の囲みのところにあります令和６年度の母集団等調査及び外航海運の大手事業者に対するヒアリングを行ったということで、それにより、外国籍船舶と日本国船籍の外国船舶に乗り組む日本人船舶の船員の報酬額に大きな差がないことが確認されました。これにより、国民経済計算において、外国籍船舶に乗り組む船員の雇用者報酬については、現行調査の外航日本国籍船舶に乗り組む日本人船員の報酬額と、それから行政記録情報を用いることで推計が可能であるということで、外国籍船舶に乗り込む船員については、予備船員として位置付けられるものですが、このように整理すると、この調査の対象から外れるということです。したがって、このような者を調査対象として追加することはせず、今回の国土交通省の対応方針としては、当該推計に当たって行政記録情報の提供について、内閣府に対して必要な協力を実施するということです。

それから、最後に12ページです。課題（５）の「業務報告等を活用した報告書負担の軽減」です。今回、変更するもの以外について、行政記録情報を活用することにより調査事項の削減等の余地はないかということです。国土交通省の検討結果といたしましては、行政記録情報の活用として、船員法第111条に基づく事業状況に関する報告のうち、ここに書かれておりますような内容につきましてはプレプリントに活用しているということで、それ以外については、新たに活用可能なものは確認できなかったということです。

以上、少し長くなりましたが、前回答申のときの今後の課題への対応です。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議をいただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、何か質問などございますでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員　御説明ありがとうございました。

１点御質問ですが、今回、６ページ目のところで、地方の事務負担軽減のために本省にて疑義照会や回収を行い、一部、民間に委託するということですが、本省のリソースといいますか、人員など追加的な対応は何か考えられていらっしゃるのでしょうか。

国土交通省の所管の統計に関しては、例えば不動産価格指数がトラブルで半年ぐらい公表されていないこともあるかと思いますので、一応、無理がないようにできればという趣旨で質問させていただきました。

○津谷委員長　国土交通省、いかがでございましょうか。

○浜田国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長　国土交通省交通経済統計調査室長の浜田です。

ただ今の質問のリソース面ですが、実際、すぐに人を増やすことはなかなか難しい状況です。当室では、全体で９本の統計を抱えており、職員は23名おります。本調査は年に一

度の調査ですので、人のやりくり等室長としていろいろ考えながら体制を組んでいきたいと考えております。

○津谷委員長　松村委員、いかがでございますか。よろしいでしょうか。

そのほか、御質問などございますか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。この船員労働統計調査は、船員の報酬や雇用などの実態を把握し、船員行政の基礎資料を得るために必要な基幹統計調査です。今回の申請では、はしけ等の特殊船を対象とした第３号調査において、特別に支払われた報酬に関して、従来の１か月分の把握から１年分を把握することに変更するといった調査事項の見直しや、これまで地方運輸局などが実施していた調査業務の一部について、国土交通省本省及び民間事業者が実施をすることにするなど、調査方法の変更が計画されているということです。マンパワーやリソースの配分について、きちんと把握するようお願いしたいという御意見もありました。

また、本調査については、前回答申において、母集団調査として実施されている一般統計調査の基幹統計調査化の検討などについて課題が付されており、その検討の進捗状況についても御報告をいただきたいと思います。

部会での審議に当たっては、これらの変更点について、過度な報告者負担が生じないか、円滑に民間委託等が行われるかなどについて御留意いただきつつ、今後の課題の指摘事項も含め、丁寧な審議を行っていただくようお願いいたします。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○佐藤委員　よろしくお願いいたします。

○津谷委員長　お願いいたします。

では、次の議事に移ります。諮問第213号「日本標準職業分類の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○田中総務省政策統括官室（統計制度担当）付統計審査官（統計基準・産業連関表・調査技術担当）　総務省政策統括官室付統計審査官の田中です。

私から、諮問第213号、日本標準職業分類の変更につきまして、御説明をさせていただきます。資料４－１、４－２がありますが、４－１で説明をさせていただきます。

まず、１ページ目です。日本標準職業分類は、公的統計間で比較ができるように、職業別に表示する際の統計基準として分類基準を策定したものであり、国勢調査や、労働力調査などの統計で活用されております。ただ、前回、平成21年の改定から16年が経過しておりまして、その間、社会経済情勢が大きく変化していることや、新しい制度が創設されているということもありますので、今回、過去との接続性等も踏まえた上で、新たな分類へ改定を図っていくこととしております。

今回の改定案の検討に当たりましては、学識経験者及び関係部署で構成する職業分類改定研究会を設置して、２年間で25回の検討を行った上で、今回、原案として諮問案を取りまとめさせていただいたところです。

２ページです。16年前の前回改定時の答申において御指摘事項とその対応状況について

です。前回の答申の際には、国際標準分類との整合性の観点から、大分類Ｆ「保安職業従事者」について、自衛官であるとか警察官などについて、職位等で細分化ができないのか、また個人の仕事の内容について、国際比較の観点からよりそれに近づけて区分を設定することができないのかということを指摘されておりました。

「保安職従事者」につきましては、研究会でもいろいろな観点から議論を重ねたところですが、例えば自衛官であっても、医師、通信士などの民間の職業と類似している職務等もあり、実際には統計調査において、自衛官などの様々な職務ですとか職位といったものを限られた調査票の中で詳細に把握するということが実務的に難しいというような御指摘もありまして、この点については現在のままで維持するということで整理させていただきました。

一方で、国際標準職業分類との整合性の観点から、今回の改定に当たりましては、課業ですとか職務、職業といった定義を見直して、国際基準により近づける形で変更案を作成させていただきました。

続きまして、３ページ目です。今回の改定の概要について、詳細は後ほどの資料で説明させていただきますが、まず、ポイントについて御説明をさせていただきます。

改正の主なポイントですが、まずは１番目として、詳細な実態把握を可能とするため、大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」について、現行の中分類の区分に沿う形で４つの区分、大分類に分割するという変更案を行っております。

続きまして、２番目の「社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し」として、例えば職業数が多い職業について見える化を図って、新しい新規立項を行うといった検討を進めました。例えば16年の間にデジタル社会が大きく進展しておりますので、このような変化を踏まえた分類名などの適正化を図ったということ、それから、３点目として、保健医療・社会福祉分野の重大性が増大していることから、このような変化を踏まえた区分の見直し、新規立項を行ったということ、そして４点目として、ライフスタイル、価値観の多様化等が図られる中で、例えば動画の制作について撮影から編集、配信までを一手に行うような方というのもすごく増えておりますので、そういった観点から新しい区分の見直しを行い、いろいろ社会の変化を踏まえた変更を行いました。

そのほか、ここに入りきらなかったものとして、この16年間の間に改正された制度の概要などを踏まえた対応というのも行っております。

最後に、分かりやすさの向上の観点から、各職業について、それぞれどういった課業、作業とか任務が行われるかというところを見える化を図って、ホームページ等で最終的に公表していくということを予定しております。

４ページ目です。改定の概要のポイントですが、今回の改定につきまして、大分類につきましては、一つ分割、４つに分割しましたので、12から15へと変更されております。中分類と小分類については大体同じような項目数になっておりまして、新しい新規の項目の立項を行うとともに、例えば就業者数が時代の変化とともに大きく減少しているような職業については統合を図るなど、区分の変更、見直しも行っておりますので、結果的には大体中分類、小分類、ほぼ同程度の数となっております。

５ページ目です。以下からは詳細な概要についてそれぞれ御説明をさせていただきます。先ほど国際標準職業分類を参考として、課業、職務、職業といった定義を変更したということを御説明させていただいたところですが、このような定義の変更ですとか、改正の趣旨といったことを一般原則の中ではっきり明記して、今回、変更することとしております。あわせて、このような用語の定義について、どういった職があるのかというのも最終的にホームページとかで分かりやすく明示していくということを予定しております。

６ページ目です。変更の主な内容の大分類の分割についてです。国勢調査における全体の就業者数ですが、平成22年の5,960万人から、令和２年には5,767万人ということで、全体としては減少傾向にありますが、現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」につきましては、就業者数が861万人から1,027万人ということで、20％弱、10年間で増加しておりまして、かなり大きく人が増えている分野ということもありましたので、このような区分についてより分かりやすく、見やすくするために、現行の中分類に沿う形で４つに分割するということで検討案を作成しております。

まず一つは、専門的な科学的知見があるような「研究者、技術者」、それから制度的な枠組みに基づいて法令等で担保されている「保健医療・社会福祉専門職業従事者」、同様に法令等の制度的枠組みについて専門性が担保されている法務・経営・教育等、その専門職従事者、そして最後に、専門的な創造的なスキルを必要とするような「文化・芸術等従事者」ということで、その４つに分割するという案を作成させていただいたところです。

７ページ目です。各小項目の立項についての御説明です。先ほどの社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直しといたしまして、まず最初に「就業者数が多い職業の見える化」ということで御説明をさせていただいたところですが、具体的には、右上にありますように、例えば従業員の中で一定の就業者数が見込まれるような医療事務員ですとか、行政書士ですとか、例えば店舗等でレジスターに従事している方、調理の補助している方、このような方々について新規の立項を行っております。ここにあるピッキング作業員というのは、最近のインターネット等による通信の販売・購入等も増えていますので、実際、倉庫とかで品物をピッキングして取り分ける者ということです。

２番目の「デジタル社会の進展」ですが、この点につきましては、民間企業のアンケート調査ですとか、政府内のデジタル庁等の専門家の方にも相談しながら、分類項目の見直しですとか、適正化について図ったというところです。

３番目、保健医療・社会福祉分野につきましては、これはもうかなり社会的にも重要な産業ということで、就業者数も増加しておりますので、例えば介護支援専門員、ケアマネジャーの新規立項を行ったことや、法制度の改正を踏まえまして、精神保健福祉士ですとか管理栄養士といったことを明記するなどの変更を行いました。

最後に、「ライフスタイル・価値観の多様化」につきましては、先ほど申し上げましたような映像・動画の制作者のほか、学童保育の支援員ですとか、エステティシャン、ネイリスト、そういった職業についての新規立項を行っております。

８ページ目です。そのほか、制度改正の対応といたしまして、例えば認定こども園の保育教諭や、小中一貫校の教育の創出を踏まえた義務教育学校教員ですとか、愛玩動物看護

師といった資格制度が創設されていますので、これに対応して新規立項を行いました。

先ほど来、分かりやすさの観点から課業、いわゆるどんなタスクが職業にあるのかというのをホームページで､今後､最終的には公表していくということを予定しておりますが、10ページ目の参考２といたしまして少し資料を付けさせていただいております。例えば今まで各職業について、10ページのところで、営業販売事務員であればどういった業務にあるのかというのを数行ぐらいで書いていたところにつきまして、実際、どういう任務があるのかというのを明記して、該当する職業ですとか、該当しないものというのをより見やすい形で明示していくというようなことを行っております。こちらは、最終的には答申案で決まりましたら、ホームページ等でこの詳細について公表して、分かりやすく示していくということを予定しております。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長　ありがとうございました。

本件は、統計基準部会に付託し、詳細については同部会で審議をいただくことといたします。なお、同部会の構成員について、統計委員会令第２条第２項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名することとされております。資料４－３にありますとおり､原ひろみ専門委員を追加で指名し､同部会の審議に御参加いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、何か御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言コメントしたいと思います。この日本標準職業分類は、国勢調査や労働力調査などの公的統計調査において広く活用され、それらの調査結果に基づいて、我が国の施策の展開に貢献している重要な統計基準です。ただ、前回の改定から16年という相当に長い期間が経過しており、就業形態の多様化や新たな職業の出現など、職業を取り巻く環境も大きく変化しております。

統計基準部会におかれましては、現在の職業実態を的確に反映した分類となるよう、専門的観点から御審議をいただきたいと思います。會田部会長をはじめ、統計基準部会に所属されている委員の皆様、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは､次の議題に入ります｡部会の審議状況について、２件の御報告がございます。まず、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、福田部会長から御報告をお願いいたします。

○福田委員　それでは、御説明申し上げます。１月24日に行われました第45回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、資料５－１と５－２に従って御報告させていただきたいと思います。

第45回の部会では､「１次ＱＥにおける家計統計の利用について」と「小売サービス価格に関する研究の進捗状況について」、この２つの議事について審議いたしました。

まず、１つ目の「１次ＱＥにおける家計統計の利用について」です。本件の経緯についてですが、資料５－１の１ページ目を御覧ください。第Ⅳ期公的統計基本計画に示された１次ＱＥの公表前倒しの可能性については、これまで令和６年３月及び10月の本部会議において審議したところです。その中で、ＱＥにおける家計統計の利用を取りやめるか否か

について、内閣府において議論を整理した上で改めて審議することになっておりました。

今回の部会では、内閣府からＱＥの国内家計最終消費支出の推計における並行推計の項目の推計について、需要側推計値と供給側推計値の統合値と供給側推計値のどちらが年次推計値に近いか、形態別も含めて検証した結果の報告がありましたということです。すなわち従来は需要側推計値と供給側の推計値の統合値を用いてきたわけですが、供給側推計値を用いたほうが少し即応化を図れるということで、それができるかどうかということを含めての議論ということになります。

２ページ目を御覧ください。こちらは、家計統計利用の経緯です。ＱＥの国内家計最終消費支出の推計において、従来はその大半に家計統計を使っていました。具体的には家計調査ということになりますが、１次ＱＥの公表を早める、あるいは確報年次推計との整合性を高めるという意味で、2002年４―６期以降は、供給側推計値も利用されています。現在、確報値の年次推計に関しては、基本的に供給側推計値で利用されていますので、それとの整合性という観点からも、供給側の推計値を利用したらどうかという発想だったわけです。

ただ、家計統計はサンプル調査ですのでばらつきが存在すること、また年次推計との改定差が課題とされていましたので、供給側推計について、品目の細分化や統合比率の見直しを継続的に行っているという説明が内閣府からはあったところです。

続いて、３ページ目を御覧ください。こちらでは、左側のＱＥ推計値と左側の供給側推計値のどちらが年次推計値に近いかを見ています。ＱＥ推計値というのは、先ほど言った需要側と、それから供給側の統合での推計という意味ですが、供給側だけで使ったほうがいいのか、それとも現状の需要側と供給側、両方を統合した推計が最終的な年次推計値にどちらが近いのかということを見たものです。

年次推計値といっても１次と２次があり、また、基準改定等があるので単純に比較ができないという問題がありますが､赤枠同士を比較した結果としては､より近いほうを黄色、２次年次と異なる場合は２次年次と近いほうが緑色で表示されているところです。なお、灰色の部分に関しては、先ほど申し上げましたように、基準会計で厳密に比較できないというところなので、参考的に見ていただければとは思います。

さらに、４ページ目、５ページ目では、同様の比較を形態別の耐久財、半耐久財、非耐久財、サービスの４形態別にも行ってみましたというところです。その結果を６ページ目で御覧いただければと思います。考察としては、現行のＱＥ推計値は、供給側よりも変動が小さい、需要側の方が変動が小さいということもありまして、結果的に、現行のＱＥ、すなわち需要側を使ったほうが年次推計値に近い伸びが得られているケースもかなりあったということです。

その大きな原因としては、ＱＥに使う供給側の推計と、それから年次推計で使う供給側の統計では、ＱＥに使う要求側の推計値はかなり粗いものであるということからも来ていると思いますが、したがって、現時点で供給側の推計値のみに移行するのは少し拙速でしょうと、積極的な理由は見当たらないでしょうという、そういう御説明でした。

ただし、先ほど形態別、耐久財、半耐久財等に、形態別で見ると耐久財、半耐久財、こ

の２つに関しては供給側の推計値の方が年次推計に近い年が多かったという、そういう意味では需要側を使わないほうが、この２つの形態に関してはより年次推計に近いのではないかという結果も示されました。

その一方で、非耐久財に関しては、需要側の要因を考慮したＱＥ推計値の方が年次推計値に近い年が多かったです。また、サービスに関しては同じ程度、すなわち現行のＱＥ推計値と供給側推計値は同じ程度のパフォーマンスでした。ただし、2015年の基準改定以後は、供給側の推定値の方が年次推計値に近い結果にもなり始めているという説明もありました。

また、この検証結果の期間の中にはコロナの期間も含まれていて、かなり特殊な動きをしている期間でもありました。したがって、ＱＥにおける需要側推計値と供給側推計値の符合がしばしば逆方向になるなど、統計にかなりばらつきが大きくなっている時期でもありました。

続いて、７ページを御覧ください。「考察」の続きで、コロナの影響がないと思われる時期について、ＱＥ推計値の方が供給側推計値よりも年次推計値に近い理由について説明が内閣府からはありました。これまで基本計画に基づいて、ＱＥにおける供給側推計値の細分化や年次推計とのシームレス化を行ってきたところですが、年次推計とＱＥ値との改定差がおおむね縮小しているということは報告されております。

８ページ目を御覧ください。これは結論ですが、結論的に言うと、現時点ですぐにＱＥ値、すなわち需要側の値を使わないで、供給側推計値のみに移行する積極的な理由はないのではないかということです。ただし、今回の検証期間にはコロナによる影響も含まれていること、あるいは2020年基準改定で実施した供給側推計の品目の細分化の効果が十分見て捉えていないということなので、今後、更に検証を進める必要はあるでしょうと、検証期間をもう少し延長して検証する必要があるでしょう、これが結論的な内閣府からの提案です。現時点では家計調査の利用を取りやめることはしないで、一定期間ごとに検証を今後も行っていきたいというのが内閣府の御説明でした。

こうした御説明を受けて、委員からは様々な御意見が出されました。まず、非耐久財以外については供給側だけでも十分ではないか。実際、先ほど形態別の結果を御覧いただきましたが、供給側の方がむしろパフォーマンス、サービスは少し微妙ではありましたが、かなりパフォーマンスがいいということもありましたので、形態別でも、非耐久財以外を供給側のみで行うという試算もやってみてはどうかという提案、御意見もありました。また、今回は年次、年ごとの比較を行いましたが、四半期ベースでの情報も欲しいという御意見もありました。

取りまとめとしては、先ほどの内閣府の御提案のとおりですが、家計統計利用の有無については、コロナ禍のデータを蓄積した上で、また形態別のパフォーマンスの違いや四半期ベースの情報も踏まえながら引き続き検討を進めていって、今後、更に検討が進んだ段階で、場合によっては家計統計を使わない、すなわち需要側統計を使わないで、供給側統計だけでＱＥを作るということもあり得ますが、やはりもう少し引き続き検証が必要でしょう。これが第１議案の結論です。

それでは、引き続き２つ目の議事であります「小売サービス価格に関する研究の進捗状況について」御説明させていただきます。

資料５－２の１ページを御覧ください。小売サービス価格については、第Ⅳ期公的統計基本計画において、統計委員会で報告された研究成果及び令和４年以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、研究を進めるとされていたところです。今回の部会では、内閣府からダブルデフレーション方式による小売サービス価格の試算結果の報告がありました。

２ページ目を御覧ください。こちらは、現行の小売サービス価格指数の推計方法に関する説明です。こちらに関しては、ＣＰＩをウェイト統合して小売サービス価格指数を使っているということですが、今回、３ページ目以降を御覧ください。今回は、それに代わるものとして、ダブルデフレーション方式による試算方法が示されたものです。ダブルデフレーションというのは、販売額と売上原価、それぞれに関してデフレーションして小売サービス価格を求めるという発想です。

小売業全体の名目販売額と名目売上原価を販売価格と仕入価格で実質化することによって、実質小売サービス額を算出して、その実質小売サービス額と名目小売サービス額から小売サービス価格をインプリシットに算出するというものです。

使用する統計としては、販売額と売上原価には経済センサス-活動調査や経済構造実態調査と記載されていますが、こちらが新たに利用できるようになった統計です。

４ページ目を御覧ください。こちらが内閣府での試算結果ですが、左下のグラフでは、緑色が現行、青色が試算値となっており、試算値の方が現行よりも動きが大きくなっています。ただし、実質ＧＤＰの、この左側のグラフだけを見るとそれなりに大きく違うようですが、実質ＧＤＰの成長への影響で見ると、絶対値平均では0.004％でしかなくて、ほとんど現行のものか、あるいは今回の試算値では変化はなかったということになります。ただし、経済活動別の国民総生産では、対前年増加率で0.19％程度の影響はありそうだという試算が示されました。

５ページ目を御覧ください。今回のダブルデフレーション方式による試算では、現行よりは精緻な推計がなされていることは事実なのだろうとは思います。小売サービス価格の把握の精度が向上していくだろうということですが、売上原価の四半期分割や第一次年次推計及び速報期間の推計に課題が残るため、引き続き検討を行う必要があるだろうというのが内閣府の御説明でした。

こうした説明を踏まえて、委員からは、ダブルデフレーション方式は理論的には正しい方向だということは多くの方が同意されたということです。ただし、名目販売額に対応する正確な売上原価と仕入価格の定義の整合性については､やはりより精査が必要でしょう、あるいは年次推計に加えて四半期の推計方法についての検討が必要だという御意見がありました。

また、かなり、先ほど御説明したとおり、それなりに時間をかけて検討はしましたが、結果的にＧＤＰへの影響は軽微であるということから、そこまで内閣府のリソースをここにかける必要もないのではないかという御意見もありました。ほかにやらなければいけない事項もたくさんありますので、そうした中で優先順位を考えて取り組んでほしいという

御意見もありました。

取りまとめとしては、概念的にはダブルデフレーション方式が望ましいものの、まだ現状では少し課題が残っているということです。また、今回の試算値では、結果的にＧＤＰへの影響というのは軽微ですので、内閣府においてリソースの考慮をしながら、四半期分割や速報値について引き続き検討をお願いしたいということで整理しております。

私からの報告は以上です。

○津谷委員長　福田部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告について、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員　御説明ありがとうございました。

１点目のＱＥの方ですが、結論には異論ありませんが、供給側の推計値と需要側の推計値で、需要側の方の動きが小さくなるのはどういう理由というか、説明になるのでしょうか。家計調査もそれなりにボラティリティが大きいとは思いますが、理由を教えていただければと思います。

○福田委員　そこまでは検討はされておりませんが、まず、一次統計で使う供給側の統計というのは、かなりラフな供給側の統計だということも来ていると思いまして、調査品目が非常に、最終的に年次推計で使うものよりは少ないということがあります。そういう意味では特定の業種の影響がかなり表れてしまうということがあるというふうに私自身は理解していました。もう少し幅広く調査できて、供給側の調査ができているのであればならされると思いますが、調査対象が相対的に限定されるものですから、特定の産業の影響を受けて変動が大きくなってしまうということが出る傾向があるのではないかと私は理解しています。

○津谷委員長　よろしいでしょうか。何か付け加えることはございませんか。

○松村委員　御説明ありがとうございました。

特定の品目の影響が大きく出ているということで理解しました。

○津谷委員長　白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員　白塚です。

今の点は、最終的には供給サイドの統計で年次推計をするのであれば、ＱＥでもできるだけそれと整合的なデータを使ったほうがいいと考えられます。ただ、ＱＥで使える供給サイドの統計にも限界があるということで、特に問題があるのは、この結果だと非耐久消費財で、品目がそれなりにいろいろなものがあるということだと思います。

先見的にどちらがいいかということは分からないので、やってみないと分からない問題ですが、ある程度ばらつきがある、ばらつきというか、いろいろなものを集計している品目については、多少いろいろな情報を使ったほうが結果としてはよかったということだと理解しています。ただ、私自身は、最終的には供給サイドのデータだけでＱＥも推計していくという姿になっていくということが、将来的な展望としてはあるべき姿だというふうに考えています。

○津谷委員長　ありがとうございました。

何かこれに対するレスポンスがありますでしょうか。

○福田委員　それは私もそういうふうには思っていますし、内閣府の方でも引き続き検討していくと理解しています。

○津谷委員長　内閣府、よろしいでしょうか。

○植田内閣府経済社会総合研究所次長　内閣経済社会総合研究所次長、植田です。

引き続き部会長、部会の先生方に御指導いただきながら、検討を進めてまいります。ありがとうございます。

○津谷委員長　ありがとうございました。

有用な御質問や御意見いただいたと思います。

それでは、私から一言コメントしたいと思います。今回は、１次ＱＥにおける家計統計の利用について、そして小売サービス価格に関する研究の進捗状況についての２点に関して審議されたとのことです。

まず１点目の１次ＱＥにおける家計統計の利用については、内閣府による検証結果からは、現状のＱＥ推計から家計統計の利用を取りやめる積極的な理由は見当たらなかったということでした。ただ、部会の結論としては、今後、コロナ禍後のデータを蓄積した上で、部会での御意見を踏まえながら、四半期ベースの情報なども用いて、内閣府において引き続き検討・検証を行っていくということです。

内閣府において、ＱＥ推計の改善は、これまでにも長い期間かけて議論や推計方法の見直しに取り組んでこられたという案件だと理解しております。引き続き、議論を重ねつつ、丁寧な検証・分析作業が行われていくことを期待しております。

次に、２点目の小売サービス価格に関する研究の進捗状況については、価格の直接把握が難しいとされる小売サービス価格について、ダブルデフレーション法での試算に取り組まれました。これは、理論的にはより精緻な方法であるということですが、実装に向けてはいまだ課題があることや、ＧＤＰへの数字上のインパクトが軽微であることが報告されました。

推計精度の向上は追求すべきことですが、限られたリソースの下で、優先順位に配慮をしながら、費用対効果を考慮して検討を続けていただければと思います。

福田部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属されている委員の皆様におかれましては、引き続き、部会での御審議をよろしくお願いいたします。

○福田委員　ありがとうございました。

○津谷委員長　ありがとうございました。

では、次に、人口・社会統計部会での社会教育調査に関する審議状況について、佐藤部会長から御報告をお願いいたします。

○佐藤委員　人口・社会統計部会より報告いたします。

それでは、社会教育調査の変更に関する部会での審議状況について報告いたします。本件につきましては、８月の統計委員会で諮問された後、１回目の部会を９月８日に、２回目の部会を９月18日にそれぞれ開催いたしました。本日は、９月８日の１回目の部会の模様を中心に、適宜９月18日の２回目の部会の模様も併せて御報告いたします。

それでは、資料６を御覧ください。今回、申請された変更内容は、資料の項目欄に列挙しておりますとおり、１の「報告義務者等の変更」と２の「調査事項の変更」、３の「その他の変更」の３点となっております。１回目の部会では、これらの変更事項について一通りの審議を行いました。

審議結果を順に報告してまいります。項目１の「報告義務者等の変更」につきましては、地方独立行政法人が設置する「博物館」を調査計画に明記するものです。これにつきましては、資料の審議の状況の一番上の欄にありますとおり、法改正後の制度と調査計画との整合を図るものであることから適当と整理いたしました。

次に、２の「①首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加」についてです。こちらは、社会教育関係の事務について首長部局に移管していることを踏まえたものであり、調査事項の追加の方向性自体には異論は示されませんでした。しかしながら、部会において、文部科学省から調査票様式の追加修正を行いたい旨の申出がございました。このため、第２回部会において、改めて内容を確認することとされました。

なお、こちらの変更については、委員からは、これまでも首長部局における事業実施状況について教育委員会から回答していたところ、人事に係る情報も同様に回答が可能か、回答欄の区分が詳細だが、回答可能性について報告者に確認したのかといった意見がございました。

資料にはありませんが、９月18日の第２回部会において、改めて文部科学省から調査事項の追加修正案について説明がありました。それにつきまして審議いたしました結果、文部科学省の追加修正案のとおりで適当と整理されました。

次の２の「②社会教育委員及び社会教育関係指導員の人数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加」についてです。こちらは、社会教育士の社会教育行政の場における活動実態を把握するものとして、おおむね適当と整理しました。なお、部会では、社会教育委員等と社会教育士の称号を有しているか否かは基本的に関係ないと思うので、比率の高低だけが着目され、社会教育委員等の依頼の際のハードルとならないか懸念するとの御意見と、報告者負担に配慮が必要ではないかといった御意見がありました。

次の２の「③アクセシブルな図書等に係る設問を追加」についてです。こちらは、視覚障害者等の読書環境について実態の把握が求められているなど、行政上のニーズを踏まえたものであり、適当と整理しました。

次の２の「④施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加」についてです。こちらは、政策上の必要性は理解するが、利用状況を団体別に回答いただく際に正確な記入を得るための手当てをしているか否か確認が必要ということで、次回部会で再度説明いただくこととなりました。なお、委員からは、他の施設においても障害者団体の利用状況を把握する必要性や団体区分の定義がどのようになっているのか、利用者に向けた記入指示や公表時の説明の在り方について検討してほしいとの意見がございました。

９月18日の第２回部会においては、文部科学省から、団体についての詳細な解説を調査の手引きに追加したいとして、具体的な内容の提案がありました。審議の結果、文部科学省の対応は適切であると整理されました。なお、委員からは、文部科学省から提案された

詳細解説は、統計利用者にとっても有用な情報であることから、利用者向けの説明資料に反映してほしいとの御意見があり、文部科学省においても対応する旨、回答があったところです。

次の２の「⑤各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除」についてです。こちらは、法令による対応が進展していることを踏まえた見直しであり、適当と整理いたしました。

次の２の「⑥各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更」についてです。こちらは、男女別の把握が引き続き必要ではないかの指摘が多くあったことから、第２回部会で再度審議いただくこととなりました。第１回部会では、委員から、男性の地域参画の観点から男女別の状況の把握に意味があるのではないか、調査全体を通じて把握している経緯や必要性が不明確な調査事項があるとのことでしたが、今回変更する事項以外も再検討されるべきではないか、男女別の把握に推計が含まれるとのことであったが、引き続き調査事項として把握する女性教育施設調査票において、データの精度に懸念が残るのではないかとの御意見がありました。

９月18日の第２回部会においては、文部科学省から行政機関において申請書類等に性別の把握を行わない事例が少なくないことや、一部の社会教育施設に聞き取りをした結果、男女別にボランティアの登録数を把握している施設が少なかった等の追加説明がありました。

審議の結果、調査環境の変化や行政上のニーズ等を踏まえると、今回のボランティア登録に限りまして、男女別の把握を取りやめ総数把握とすることはやむを得ないと整理いたしました。その上で、男女別統計の整備は引き続き重要であり、その見直しは慎重であるべきことを答申にて付言する方向で取りまとめました。

次の２の「⑦各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除」についてです。こちらは、行政上のニーズの低下を踏まえた見直しであり、適当と整理いたしました。

最後に、３の「その他の変更」についてです。こちらは、全数調査で行う報告者数の更新や記載内容の適正化を図るものであり、いずれも適当と整理いたしました。

以上が、第１回及び第２回部会の審議状況です。

なお、９月18日の第２回部会では、審議済みの事項に関する答申案についても審議を行い、今回の答申について一部修正が必要であるとした上で適当と整理いたしました。なお、答申案につきましては、一部追記及び修正が必要となりましたことから、修正案を作成し、部会所属の委員の皆様に改めて内容を御確認いただくこととしております。答申案の詳細については、来月の統計委員会で御報告する予定でおります。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長　佐藤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告について、何か御質問や御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。本件は、先月の統計委員会において諮問された後、今日、佐藤部会長から御説明をいただいたように、合計２回の部会において、

審議事項について一通りの審議を終えられたということです。ただ、その過程では、文部科学省から追加の修正提案などもあり、変更の必要性と報告者負担の両面から、委員から様々な御意見が出されたと理解しております。

来月の統計委員会における御報告に向けて、現在、答申案の最終調整の段階にあるということですが、佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属される委員の皆様におかれましては、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○津谷委員長　どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。令和７年度統計法施行状況に関する審議についてです。

８月の統計委員会において、土地基本調査と農林水産統計におけるデータ分析支援の取組の２件について審議を行い、取りまとめの方向性について委員の皆様から御了承をいただいたところです。これに基づいて、私と事務局で相談し、審議結果の取りまとめ案を作成いたしました。それを委員の皆様に事前に提示して御確認をいただいたところ、後藤委員から、農林水産統計におけるデータ分析支援の取組について、実際に政策への効果向上にどのように寄与したかについて把握すべきではないかという趣旨の御意見をいただきました。

後藤委員の御指摘については、統計委員会としても非常に重要な視点であると受け止めております。具体的には、政策効果の把握は、公的統計における統計調査の意義や調査結果の利活用状況を国民全体に分かりやすく説明するためにも重要な取組であり、今後、統計委員会においても、利活用面だけでなく、政策効果の発現にも留意して審議していく必要があると考えているところです。

このように、後藤委員の御意見は大変重要な御指摘であると思いますが、今回の審議事項について、基本計画別表では、政策効果を把握することまでは言及しておりません。また、ＥＢＰＭの取組は、政府全体として推進してきているものであり、農林水産省だけの課題ではないと考えます。さらに今回は、農林水産省にはＥＢＰＭ実践の先行事例として御報告をお願いしていたものです。

以上のことから、後藤委員からの御指摘については、議事録に残させていただき、取りまとめ案については、原案のままとさせていただければと考えております。

後藤委員、いかがでございましょうか。

○後藤委員　御提案のとおりで結構です。ありがとうございます。

○津谷委員長　ありがとうございます。

それでは、取りまとめ案については原案のままとさせていただきます。

他の委員の皆様、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、２つの審議事項の審議結果を取りまとめたいと思います。特段の修正意見や追加の御意見ございませんでしたので、資料７の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津谷委員長　ありがとうございます。それでは、案のとおり統計委員会決定とさせてい

ただきます。

本日、用意しました議題は以上です。

なお、本日、令和９年度概算要求における統計リソースの要求状況について、総務省政策統括官室から参考資料２のとおり御報告がありました。統計委員会としましても、令和９年度政府予算の成立まで、引き続き、各府省の統計リソースの確保の状況について注視するとともに、可能な限り支援していきたいと考えております。

なお、本資料について、御質問などございましたら、事務局宛てにメールにて御連絡をいただければと思います。

本日の議事録は、委員の皆様に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第５条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページ上に公開するという形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長　本日の御審議、誠にありがとうございました。

次回の委員会については日程調整中でございますので、日時・場所につきましては別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○津谷委員長　以上をもちまして、第233回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。